

「佐伯市老人デイサービスセンターE型 水明園」重要事項説明

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(佐伯市指定 第4490500172号)

(2025年04月01日)

当事業所は、ご利用者様に対して認知症対応型通所介護サービス並びに介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下「指定通所介護サービス」と言います。）の提供を行います。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたい事項等について次の通りご説明いたします。

1. 事業運営主体（法人名）

- ・法人名 社会福祉法人 双 樹 会
- ・法人所在地 大分県佐伯市大字池田1699番地の7
- ・電話・FAX 電話：0972-23-3000 FAX：0972-23-0330
- ・代表者氏名 理事長 長 門 仁
- ・設立年月日 平成 9年 7月23日

2. 事業所の概要

(1) 名称等

事業所の名称 及び種類	佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」 (認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)
事業所の所在地	〒876-0844 大分県佐伯市向島1丁目3番8号
管理者の氏名	管理者 若狭 秀典
電話・FAX	電話：0972-23-3074 FAX：0972-23-3072
事業所指定番号	第4490500172号
通常の事業実施地域	佐伯市
事業所の目的	指定通所介護サービスは、介護保険法に従い、ご利用者様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの提供を行います。
事業所の基本方針	ご利用者様が居宅において、日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話や機能訓練を行うことで、ご利用者様の孤立感の解消・心身機能の維持並びに、ご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針とします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日の6日間を営業日とします。また、12月31日から1月3日を年末年始休業日とします。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

(3) 職員の配置状況

事業所はご利用者様への指定通所介護サービスの提供に際して、次の職員を配置します。(1営業日の職員配置)

管 理 者	1名／週5日配置	介 護 職 員	1名以上
生活相談員	1名	機能訓練指導員	1名／看護職員兼務
看 護 職 員	1名		

(4) 設備の概要

定 員	12名	(その他の設備)
食堂、機能訓練室	67.89㎡	サービスステーション
浴室、脱衣室	108.68㎡	洗濯、汚物、リネン室
静 養 室	21.47㎡	送迎車両

3 事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) サービス内容

食 事	●当施設では栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体状況及び嗜好を配慮した食事を提供します。 ●ご利用者様が自立摂取できない場合には、食事介助をいたします。
入 浴	●入浴は居宅サービス計画により利用できます。 ●一人で入浴できない方には、介助により入浴の提供を行います。また、ご利用者様の身体の状態により特殊入浴装置での入浴や清拭による対応もいたします。 ●口腔衛生（歯磨き等）の介助も行います。
排 泄	●排泄の誘導や排泄介助の提供を行います。
機能訓練	●居宅サービス計画によりご利用者様の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための機能訓練を実施します。
健康管理	●看護職員により、健康チェックを行います。
提供時間	●9時～16時30分の間の7時間未満
そ の 他	●通所にかかる送迎を行います。

(2) サービス利用料金（1日当たり）

お支払いただく各サービス利用料（法定代理受領分：1割・2割・3割負担）は別紙のとおりです。ただし、制度改正等により変更を生じることが在ります。

※ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額（10割）を一旦お支払い頂きます。この場合には要介護認定を受けた後、自己負担金を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合

も同様となります。この場合には、サービス提供証明書を発行いたします。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用の負担額を変更いたします。

(3) その他の費用

次の費用は、ご利用者様の負担となります。

送 迎 代	原則無料 (ただし、指定距離外の送迎及び船賃等実費を要する場合を除く)
食 材 料 費	一回当たり 昼食：550 円 おやつのみ：60 円
おむつ・パッド 等	自己負担
そ の 他	行事、レクリエーション等で利用料や材料費等をいただく場合は、その都度ご利用者の同意を得て定めます。(原則無料)

ご利用のキャンセルは、ご利用日の午前8時00分までに必ずご連絡下さい。

(4) ご利用料金のお支払方法

ご利用いただきました利用料金は1か月ごとに計算し、請求いたしますので翌月20日までにお支払い下さい。お支払い方法は、銀行振込み、指定口座引き落とし、現金支払いの中から選んで下さい。

○金融機関からの引き落とし

ご利用できる金融機関 大分銀行佐伯支店

職員にご相談下さい。書類による手続きが必要となります。

○銀行振込み

下記指定口座へ振り込み下さい。なお、この場合の手数料は利用者様負担となります。

指定銀行：大分銀行 佐伯支店／普通預金

口座番号：5414216

名 義：佐伯市老人デイサービスセンターE型 水明園 理事長 長門仁

○現金納付

施設窓口で現金でお支払下さい。また、送迎時に職員に渡していただいても結構です。(この場合、領収書は後日となります)

4 解約権

ご利用者様は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、契約を解約していただくことになります。

- ① 事業者が解散した場合、破産した場合また止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者様に対するサービスの提供が不可能となった場合。
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。

- ④ 契約が終了した場合。
- ⑤ ご利用者から解約の申し出があった場合。
- ⑥ 事業者から解約の申し出を行った場合
- ⑦ その他、ご利用者様の身体状況等の変化により事業所でのサービス提供ができなくなった場合等

5 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者様の身体に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせによる、医師、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な処置を講じます。

医 師 (協力病院)	氏 名	長門記念病院 総院長 後藤陽一郎
	連 絡 先	0 9 7 2 - 2 4 - 3 0 0 0
ご家族 (緊急連絡先)	氏 名 (続柄)	
	連 絡 先	
担当医師 (緊急連絡先)	医療機関名	
	連 絡 先	

6 非常災害対策

- ・自然災害時における業務継続計画を策定し災害には実施致します。(BCP)

非常時の対応	従業者により、ご利用者様の避難等の措置を講じます。
防災計画	施設の防災計画（消防計画）に準じて計画書の作成を行います。
防災設備	定期的に防災設備の点検を実施します。
防災訓練	防災（避難）訓練の実施を行います。
ご利用者様の協力（お願い）	事業所では設備点検や防災訓練等を実施しますので、可能な限りのご協力をお願いします。また、火気の取り扱い等につきましては、職員の指示を厳守して下さい。

7 サービス内容に関する苦情、相談

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・当事業所における 受付窓口（担当者） 管理者 ：若狭 秀典
生活相談員：高橋 愛
- ・窓口受付 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
- ・公的機関でも、次の窓口で受け付けます。

佐伯市役所	佐伯市中村南町1番1号
介護保険担当課	電話 0 9 7 2 - 2 2 - 3 1 1 1
大分県国民健康保険	大分市大手町2-3-12
団体連合会	電話 0 9 7 - 5 3 4 - 8 4 7 5

大分県社会福祉協議会

大分市大津町 2-1-41

電話 097-558-0300

8 衛生管理及び感染症対策

等事業所は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、蔓延しないように以下にかかげる措置を講じます。(感染症発生時における業務継続計画策定)

- ・事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催いたします。
- ・事業者における感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備する。
- ・事業者は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的の実施致します。

9 虐待防止・身体拘束廃止について

虐待の発生及び又はその再発を防止・身体拘束廃止するため以下の措置を講じます。

- ・虐待防止・身体拘束廃止のための対策を検討する虐待防止対策委員会を設置し、定期的に開催いたします。
- ・虐待防止・身体拘束廃止のための指針を整備致します。
- ・虐待防止及び身体拘束廃止のための研修会を定期的の実施致します。

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供の開始に当たり、ご利用者に対して、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

事業者 佐伯市大字池田 1699 番地 7
社会福祉法人 双樹会

説明者 高橋 愛 ㊞

本書面に基つき事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

ご利用者様 住 所

氏 名 ⑩

利用者代理人 住 所

氏 名 ⑩

佐伯市老人デイサービスセンターE型 「水明園」

(令和7年4月1日～)

1 介護保険給付の自己負担額 【介護給付】

○基本サービス費

所要時間3時間以上4時間未満の場合

要介護区分	基本単位数
要介護1	543単位／日
要介護2	597単位／日
要介護3	653単位／日
要介護4	708単位／日
要介護5	762単位／日

所要時間4時間以上5時間未満の場合

要介護区分	基本単位数
要介護1	569単位／日
要介護2	626単位／日
要介護3	684単位／日
要介護4	741単位／日
要介護5	799単位／日

所要時間5時間以上6時間未満の場合

要介護区分	基本単位数
要介護1	858単位／日
要介護2	950単位／日
要介護3	1040単位／日
要介護4	1132単位／日
要介護5	1225単位／日

所要時間6時間以上7時間未満の場合

要介護区分	基本単位数
要介護1	880単位／日
要介護2	974単位／日
要介護3	1066単位／日
要介護4	1161単位／日
要介護5	1256単位／日

※上記料金表は一割負担額

※単独型認知症対応型デイサービス

当事業所は6時間以上7時間未満対象施設です。尚、身体状況等により5時間以上6時間未満で利用することも可能ですので担当者にご相談ください。

2 介護保険給付の加算

- ・入浴介助加算Ⅰ 算定 40円/1回（入浴された場合・職員の研修実施）
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 算定 22円/1日（介護福祉士が70%以上の配置）
- ・科学的介護推進体制加算 算定 40円/1月
- ・若年性認知症利用者受入加算 60円/1月（個別に担当者を定め対応する）

※必要に応じて算定しております。

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（要介護・介護予防）※新設 算定
水明園ご利用のひと月の所定単位数×18.1%＝介護職員等処遇改善加算Ⅰの単位数/月
- ・事業所が送迎を行わなかった場合 送迎減算－47円/片道

3 その他の利用料

- ・送迎にかかる費用
事業所から片道15キロメートル未満の送迎につきましては、指定の送迎範囲内として無料ですが、片道15キロメートルを超える場合は1キロメートルの超過につき片道12円を徴収します。また、船等の公共機関利用を伴う場合には、その実費を徴収します。
- ・食費 550円/1食（おやつ含む）・おやつのみの場合60円
- ・理容 実費（詳しくは担当に相談してください）

4 予防給付の自己負担額

○基本サービス費

所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

要介護区分	基本単位数
要支援 1	4 7 5 単位／日
要支援 2	5 2 6 単位／日

所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

要介護区分	基本単位数
要支援 1	4 9 7 単位／日
要支援 2	5 5 1 単位／日

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

要介護区分	基本単位数
要支援 1	7 4 1 単位／日
要支援 2	8 2 8 単位／日

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

要介護区分	基本単位数
要支援 1	7 6 0 単位／日
要支援 2	8 5 1 単位／日

※上記料金表は一割負担額

5 予防給付の加算

- ・入浴介助加算 I 算定 4 0 円/1 回 （入浴された場合・職員の研修実施）
- ・サービス提供体制強化加算 I 算定 2 2 円/1 日 （介護福祉士が 7 0 % 以上の配置）
- ・科学的介護推進体制加算 算定 4 0 円/1 月
- ・若年性認知症利用者受入加算 6 0 円/1 日 （個別に担当者を定め対応する）

※必要に応じて算定しております。

- ・介護職員等処遇改善加算 I （要介護・介護予防）※新設 算定
水明園ご利用のひと月の総単位数×18.1%＝介護職員等処遇改善加算 I の単位数/月
- ・事業所が送迎を行わなかった場合 送迎減算-4 7 円/片道

6 その他の利用料

- ・送迎にかかる費用

事業所から片道 15 ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満の送迎につきましては、指定の送迎範囲内として無料ですが、片道 15 ｷﾛﾒｰﾄﾙを超える場合は 1 ｷﾛﾒｰﾄﾙの超過につき片道 12 円を徴収します。また、船等の公共機関利用を伴う場合には、その実費を徴収します。

- ・食費 550 円/1 食（おやつ含む） おやつのみの場合 60 円
- ・理容 実費（詳しくは担当に相談してください）